

一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府・法務省令第一号）

改 正 案	現 行
(指定の申請等)	(指定の申請等)
第一条 (略)	第一条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 法第四条第一項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。	3 法第四条第一項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一・二 (略)	一・二 (略)
三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。以下この項及び第十九条から第二十一条までにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面	三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。以下この項及び第十九条から第二十一条までにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面
四・五 (略)	四・五 (略)
六 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面	六 取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面
七・九 (略)	七・九 (略)
(業務の一部委託の承認申請)	(業務の一部委託の承認申請)
第八条 (略)	第八条 (略)
2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～三（略）

四 受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この項及び次条において同じ。）が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

五～十一（略）

十三 受託者の取締役（理事その他これに準ずる者を含むものとし、指名委員会等設置会社にあつては執行役とする。）の担当業務を記載した書面

十四（略）

（業務の一部委託の承認基準）

第九条 金融庁長官及び法務大臣は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。

一～四（略）

五 受託者の取締役及び監査役並びに会計監査人が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する」と。

（商号等の変更の届出）

第十六条（略）

2 前項の届出には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げ

一～三（略）

四 受託者の取締役及び監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては取締役及び執行役とする。以下この項及び次条において同じ。）が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面

五～十一（略）

十三 受託者の取締役（理事その他これに準ずる者を含むものとし、委員会設置会社にあつては執行役とする。）の担当業務を記載した書面

十四（略）

（業務の一部委託の承認基準）

第九条 金融庁長官及び法務大臣は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。

一～四（略）

五 受託者の取締役、会計監査人及び監査役が法第三条第一項第四号に掲げるものと同様の要件に該当する」と。

（商号等の変更の届出）

第十六条（略）

2 前項の届出には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げ

る書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法第四条第一項第四号に掲げる事項の変更

イハ (略)

二 取締役（指名委員会等設置会社）にあつては、執行役（）の担当業務を記載した書面

三 (略)

（特定合併の認可申請）

第十九条 (略)

2 法第二十五条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一～十五 (略)

十六 特定合併後の振替機関の取締役（指名委員会等設置会社）にあつては、執行役（）の担当業務を記載した書面

十七～十九 (略)

3 (略)

（新設分割の認可申請）

第二十条 (略)

2 法第二十七条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記

る書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法第二十五条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

イハ (略)

二 取締役（委員会設置会社）にあつては、執行役（）の担当業務を記載した書面

三 (略)

（特定合併の認可申請）

第十九条 (略)

2 法第二十五条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一～十五 (略)

十六 特定合併後の振替機関の取締役（委員会設置会社）にあつては、執行役（）の担当業務を記載した書面

十七～十九 (略)

3 (略)

（新設分割の認可申請）

第二十条 (略)

2 法第二十七条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記

録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十五（略）

十六 設立会社の取締役（指名委員会等設置会社）にあっては、執行役（）の担当業務を記載した書面

十七～十九（略）

3（略）

（吸収分割の認可申請）

第二十一条（略）

2 法第二十九条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十五（略）

十六 承継会社の取締役（指名委員会等設置会社）にあっては、執行役（）の担当業務を記載した書面

十七～十九（略）

3（略）

（事業譲渡の認可申請）

第二十一条（略）

2 法第三十一条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十五（略）

十六 設立会社の取締役（委員会設置会社）にあっては、執行役（）の担当業務を記載した書面

十七～十九（略）

3（略）

（吸収分割の認可申請）

第二十一条（略）

2 法第二十九条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十五（略）

十六 承継会社の取締役（委員会設置会社）にあっては、執行役（）の担当業務を記載した書面

十七～十九（略）

3（略）

（事業譲渡の認可申請）

第二十一条（略）

2 法第三十一条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十五 (略)

十六 謹受会社の取締役（指名委員会等設置会社）にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面

十七～十九 (略)

3 (略)

一〇十五 (略)

十六 謹受会社の取締役（委員会設置会社）にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面

十七～十九 (略)

3 (略)